

北本市子どもの権利に関する条例（案）に対する意見

実施期間：令和4年1月26日から令和4年2月25日まで

No.	意見の内容（要旨）	市議会の考え方
1-1	第17条第3項を「市は、きたもと子ども会議から提出された意見を把握しなければならない。」に訂正する。	把握では「聴くだけ」になってしまいます。子ども会議の意見を重く受け止め、子どもの最善の利益を考慮し、実施するかどうかを真摯に検討する必要があります。
1-2	第37条第3項を「市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を把握し、議会で審議した上で必要と判断された場合、必要な措置を講じなければならない。」に訂正する。	議会の議決事項は地方自治法第96条に規定されています。市長が何らかの施策を実施する場合で、条例の制定や予算が必要なものについては、議案として議会に提出され、議決される必要があります。
1-3	第17条（きたもと子ども会議）を削除する。擁護委員や子どもの権利委員会には定数、任期等が記載されているが、子ども会議にはそういった内容が記載されていない。	擁護委員及び子どもの権利委員会は、調停、審査、諮問又は調査のために設置する地方自治法第138条の4の規定に基づく附属機関であるため、子ども会議とは性質が異なります。
1-4	第19条を次のとおり訂正する。 （子ども及びその保護者に対する支援） 第19条 市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子ども又はその保護者もしくはその両方に対し積極的な支援を行わなければならない。 2 市は、子ども又はその保護者もしくはその両方の状況を把握するため、四半期ごとに調査を実施するものとする。 3 市は、前項の調査結果を鑑み、訪問等の追加調査を実施できるものとする。但し、急を要すると判断される場合には、調査段階でも並行して追加調査を実施できるものとする。 4 市及び子ども関係施設は、子ども又はその保護者もしくはその両方に対して、積極的な支援を行う旨を周知しなければならない。	本条項は、特別の配慮（合理的配慮）が必要な子どもに対し支援を行うこと、その子どもを把握するために調査等を行うことを定めたものです。 支援が必要かどうかや支援の内容は個別具体的に判断されます。条文の「障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども」等は例示であり、限定ではありません。 調査の頻度、対象、内容等については、特別な配慮が必要な子どもを把握するために必要に応じて決定されるべきものであり、条例において調査や訪問等の方法を具体的に定めることはしません。周知については第15条において包括的に規定しています。
1-5	第17条の現状の文言をすべて削除し、次のとおり変更する。  （市の施策に対する子どもの意見表明） 第17条 市及び子ども関係施設は、子ども	パブリック・コメントは、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、市民が意見を述べることを保障するための制度です。 きたもと子ども会議は、重要な計画の策定及

	<p>及びその保護者に対し、「北本市パブリック・コメント制度」の周知を行わなければならない。</p> <p>2 市及び子ども関係施設は、子ども及びその保護者に対し、パブリックコメントでの意見募集が公表された後、速やかに案の概要と意見の提出期間及び提出方法の周知を行わなければならない。</p> <p>3 市は、意見を募集している内容について子どもが理解できるよう、子供向けパブリックコメント用資料の作成を行わなければならない。</p>	<p>び条例の制定に限らず、市の施策について意見をまとめ、市長その他の執行機関に提出できるものであり、趣旨が異なります。</p>
1-6	<p>第20条第4項を次のとおり変更する。</p> <p>4 市は、子ども又はその保護者もしくはその両方に対し、成長及び発達に資する支援を行わなければならない。</p>	<p>子どもとその保護者を支援する包括的な規定を第4条第1項及び第12条第5項に定めた上で、本条項においては子どもの生存・成長・発達に関わる重要なこととして「医療、福祉及び教育」を受けられるよう支援することを定めたものです。</p>
1-7	<p>第38条第2項として次のとおり追加する。</p> <p>2 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政を確保するために、国及び県に対して、財源を拠出するよう要請しなければならない。</p>	<p>子どもの権利に関する施策は自治事務であるため、施策を実施する自治体において必要な財源を確保する必要があります。</p> <p>また、条例に規定をしなくても、市が必要な財源を確保するために、国や県に対して補助制度の創設等の財政措置を要請することは可能です。</p>
1-8	<p>第7章（雑則）に次のとおり追加する。</p> <p>第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な人材の確保及び育成を行わなければならない。</p>	<p>専門性が必要な擁護委員や相談員については要件を定めています。</p> <p>また、市は、子どもの権利擁護に職務上関係ある者に対しては、研修等の機会を提供しなければならないと定めています。</p> <p>条例の規定に関わらず、職員に対し研修を実施するよう、市長に求めてまいります。</p>
1-9	<p>第32条第5項として次のとおり追加する。</p> <p>5 1人の相談員が同時に担当する案件は、20件を限度とする。</p>	<p>相談員の人数は、相談や申請の件数に応じて柔軟に対応できるよう、特に規定を設けていません。</p>
2-1	<p>「年齢及び発達(成長及び理解)の程度に応じて」という文言が6か所もある。「子どもたちが権利を行使したら身勝手な言動が助長されるだけだ」と思っているから、制限しておかなければという気持ちが透けて見える。子どもと大人は対等であることを基本にしなければならない。</p>	<p>子どもに対して指示・指導を行う場合の注意点(考え方)が、子どもの権利条約の一般的意見第12号に示されています。本条例では一般的意見第12号を踏まえて規定していますが誤解される恐れがありますので、周知の際に丁寧に説明する必要があると考えています。</p>

2-2	第15条（普及啓発）について、大人が子どもの権利条約を学習し理解することは必須だが、子どもも自分たちの権利を行使するための学習が必要。「権利を使えない」「権利を使わない」「権利に関心がない」子どもたちに、どうしたら権利に興味を持ち、権利を行使するようになるかを考えることが先決。	第15条第1項において、子どもが「子どもの権利」を理解し、適切に行使し、権利が侵害された場合は速やかに相談できるよう、広報等により普及啓発することとしています。なお、第2項の「自主的な」は市の責任回避のようにも受け取れるため、削除します。
2-3	「子どもの権利条約」学習会の必要を痛感する。市の現状を認識し、専門家や市民を巻き込んだこの学習会なしには、県内初と言われるこの条例が残念なものになってしまう。	ご指摘のとおりです。条例が制定された場合には、学習会や研修会を実施するよう、市長に求めてまいります。
3-1	条例第1条の目的からは、第3章、第4章は不要ではないか。	第1条（目的）の「子どもの権利を守るための仕組み」には、権利侵害を防ぐことも含むため、第3章、第4章は必要です。
3-2	第2条（定義）の事業者と子ども関係施設の違いがわからない。	子ども関係施設は、子どもを対象に保育や教育を行う施設で、事業者は事業活動を行う法人等です。児童福祉サービスを提供する事業所は、子ども関係施設であるとともに、事業者でもあります。
3-3	「成長及び発達」という用語をたびたび使っているが条約では「発達（development）」しか使っていない。成長と発達について北本市独自の意味付け又は概念があるのか。	身体が大きくなることを成長とし、機能が高度になることを発達として分けています。条約では「age and maturity」という表現も使用しており、「発達の程度」はmaturity（成熟度）と同じ意味で使っています。
3-4	「市の機関」について、教育委員会は含まれるのか。「市の機関」を定義すべき。	教育委員会、市立学校、議会を含みます。地方自治法で想定されている「機関」と異なる場合には定義が必要と考えますが、違いがない場合には定義は不要です。
3-5	前文の最初の文の主語を「子ども」に「すべての人」を主語にしたことで権利主体であるはずの「子ども」が背後に追いやられている。附属物の感すらある。	子どもだからという理由で権利が制限されることのないよう、大人と同じ権利と子どもの固有の権利を持っていることを明らかにするため、冒頭的主語を「子どもを含むすべての人は」としたものです。
3-6	前文第2段落は、子どもの権利保障が、すべての人の権利尊重の社会への」手段化したとも読める。	そうした意図はありませんが、副次的な効果であることを明確にするために「すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。」に改めます。
3-7	前文第3段落。「子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく」。子どもを守るのは大人ではなく社会ではないか。	一般的に「子どもは大人が守るもの」という意識があるのではないかと考え、大人としたものであり、子どもは大人が守るべきものとする意図はありません。
3-8	前文第3段落。「方針や決まり事を決める過	「方針や決まり事を決める過程に参加する

	程に参加することは、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。」は権利を使う方向性を示したものであり、指導ではないか。	ことができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。」に修正します。
3-9	前文第4段落。「主体的に生きていけるように力を引き出す必要があります。」は指導者・大人目線で、支援とは言えないのではないか。	「子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。」に修正します。
3-10	前文第4段落。「子どもに関わる大人も自身の権利が保障され…」は分かりにくい。	子どもと関わる保護者、保育士、教員等が安心して子どもと関われる環境が必要であることから、「大人も自身の権利が保障され、十分な支援が受けられる必要があります」としたものです。
3-11	第4条。「市は、基本理念にのっとり、子どもの権利を尊重し、…」とする。	第3条において「次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない」としているため、第4条での「基本理念にのっとり」は不要です。
3-12	第4条第3項「子ども関係施設は、…」とする（「の設置者及び管理者」を削除）。	公設民営の施設を念頭に、子どもの権利の保障は、管理者だけでなく設置者の責任でもあることを明確にするため、あえて「設置者及び管理者」としています。
3-13	第5章の章題を「子どもの権利に関する相談と救済」とする。	「子どもの権利に関する相談及び救済等」に修正します。
3-14	第5章の「擁護委員」を「擁護委員会」とする。	それぞれの委員が独立して活動できるように委員会ではなく委員としています。
3-15	第21条の擁護委員の設置及び職務を、擁護委員の設置と職務の2つに条文を分ける。	ご指摘のとおり改めます。
3-16	擁護委員の設置について、設置の目的は職務・責務等からわかるため、削除する。	職務・責務とは別に、設置の目的を明確に規定する必要があると考えます。 なお、目的に権利侵害の防止と権利擁護を加えます。
3-17	擁護委員の職務の規定を次のようにする。 (1) 権利侵害の救済に関すること (2) 権利擁護及び権利侵害の防止に関すること (3) 権利擁護のために必要な制度の改善等に関すること	擁護委員による職権の濫用を防ぐため、できるだけ具体的に規定する必要があります。 なお、相談の対象は、子どもの権利に関すること（権利侵害に限らない）とします。
3-18	第22条。「公正かつ適正」を「公平かつ適切」に修正する。	ご指摘のとおり修正します。
3-19	第22条。「その職務の遂行に当たっては、関係する機関と相互の連携及び協力に努めなければならない。」は削除する。	「相互」を削除します。

3-20	第22条第4項、第5項。擁護委員の職務ではないため、別の条に移す。	(擁護委員への協力)として第25条を新設します。
3-21	第22条第4項。努力義務ではなく義務にする。	ご指摘のとおり、義務に修正します。
3-22	第22条第5項。市の機関以外のものには、「市長が擁護委員の職務の遂行に協力を要請する。」とする。	(擁護委員への協力)第25条第3項として、「市長は、市の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。」と規定します。
3-23	第23条。表題を(擁護委員会の組織)とし、職務に関する条項の前に置く。	①設置、②組織、③職務(所管事項)、④責務の順に規定するのが通例です。
3-24	第23条第2項。「人格が高潔で」を加える。	ご指摘のとおり、要件に加えます。
3-25	第23条第2項。「子どもの権利に関し」を「子どもの人権問題に関し」に修正する。	川西市ではオンブズパーソン条例において「子どもの人権」で統一していますが、本市条例では「子どもの権利」で統一しています。
3-26	第23条第2項。「職務の遂行に利害関係を有しない者」を要件に加える。	要件に加えることを検討した結果、利害関係の有無を選任の時点で判断することは不可能であり要件として不適当と判断したため、要件に加えないこととします。
3-27	第23条第2項。擁護委員の委嘱に当たり、擁護委員会委員候補者選考委員会の同意を得ること、委員長の互選、委員長の招集権を明記する。	候補者を選考する委員会を設置することは独立性を高める上で有効と考えますが、規則において規定することが妥当です。委員長(代表)の互選や会議の招集権についても同様です。
3-28	第23条第2項。(1)~(4)の資格を削除する。	子どもの権利委員会の委員との違いを明確にするために資格を具体的に規定しています。「子どもの権利に関し優れた識見を有する者」も要件としており、(1)~(3)の資格だけで選任されることはありません。
3-29	第24条。相談することができる事項(1)、(2)を削除し、「本市内の子どもの権利に係る事項」に修正する。	(1)、(2)を削除し「本市内の子どもの権利」とすることは、要件が不明確となるためできません(川西市条例では「本市内の子どもの人権に係る事項」を別途定義しています。)
3-30	第24条。「子どもの権利の侵害に係る事項について、擁護委員に対し、相談、または権利擁護及び救済の申立てを行うことができる。」に修正する。	「子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。」に修正します。
3-31	第24条第2項。「書面又は口頭ですることができる」に修正する。	申請の方法として「書面又は口頭」の2つを定める(他には想定していない)もので、「することができる」では意味が異なります。
3-32	第24条第3項を削除する。	市内の子どもが市外の施設等で権利侵害にあった場合など、本条例の対象外の事案であっても放置せず、適切な機関に引き継ぐこと

		を義務付けたものです。
3-33	第25条第2項。シンプルな文章にする必要がある。	この条文において必要なことを最小限の言葉で規定しており、条文をこれ以上シンプルにすることは困難です。
3-34	第25条第4項を次のとおり修正する。 4 擁護委員会が、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関はその保有する文書その他の記録の閲覧をさせ、若しくはその提出をし、又は実地に調査に応じなければならない。	擁護委員が市の機関に対してできること（権限）を定めるための規定なので修正はしません。 なお、市の機関が調査に応じることを義務とすることは、別途規定します（3-20）。
3-35	第25条第5項を次のとおり修正する。 5 擁護委員会が、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の閲覧や提出、若しくは実地に調査ができるように、市長が要請することができる。	擁護委員が市の機関以外に対してできること（権限）を定めるための規定なので修正はしません。 市長が市の機関以外に対し「協力を要請できる」ことについて、新たに規定を追加します。（3-22）
3-36	第29条第4項。「個人情報保護条例を遵守しなければならない。」に修正する。	個人情報保護条例には個人情報の公表に当たっての規定はなく、他の自治体の例を見ても「十分に配慮」「気を配る」という規定が一般的です。個人情報保護条例の遵守については、明記しなくても当然に遵守しなければなりません。
3-37	第32条第1項。相談員を「おくこととする」に修正する。	相談員の設置は必須なので「置く」に修正します。
3-38	第32条第2項。「人格が高潔で」を加える。	擁護委員と同様に要件に加えます。
3-39	第32条第3項。「子どもの人権問題を十分認識し、子どもの権利の擁護者として、子どもの権利に関する相談に応じること。」に修正する。	「能力が最大限発揮されるよう」は子どもを誘導するかのような印象を与えるため、削除します。
3-40	第33条。意味不明であり削除する。	子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、擁護委員が行うもの以外に市として行う場合を定めたものですが、役割が重複し、どこに相談をしたらよいかわからなくなる恐れがあるため、削除します。